

## 東京都マンション環境性能表示基準

令和2年2月28日告示第222号（全部改正）  
令和3年3月31日告示第405号（一部改正）  
令和6年1月22日告示第42号（一部改正）

### 第1 目的

この基準は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）第23条の2第1項の規定により、マンション環境性能表示の表示方法その他の事項に関する基準を定めることを目的とする。

### 第2 マンション環境性能の評価基準

マンション環境性能の評価は、条例第23条の3の2第1項に規定するマンション建築主が、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）第13条の2第1項各号に掲げる措置ごとに、東京都建築物環境配慮指針（平成21年東京都告示第1336号。以下「指針」という。）で定める評価基準（以下「建築物評価基準」という。）の段階に基づき定めた別表に掲げる基準により行う。

当該評価は、星印（★）を用いて表すこととし、上位から順に（★★★★）、（★★★☆☆）、（★★☆☆☆）及び（☆☆☆☆）とする。ただし、別表断熱性能の項の評価にあつては上位から順に（★★★★★★★☆☆）、（★★★★★★★☆☆）、（★★★★★★☆☆☆）及び（★★★★★☆☆☆☆）とし、別表エネルギー消費性能の項の評価にあつては上位から順に（★★★★★）、（★★★★☆）、（★★★☆☆）及び（★★☆☆☆）とする。

なお、評価基準に適合しない場合にあつては（☆☆☆☆）、建築物評価基準を適用しない場合にあつては（-）とする。

### 第3 マンション環境性能表示の様式

別記様式のとおりとする。

### 第4 マンション環境性能表示の表示方法の基準

- マンション環境性能表示は、規則第13条の3第2項に規定する広告（以下「広告」という。）の見やすい場所に1箇所以上表示すること。
- マンション環境性能表示を構成する文字、記号及びイラストは、鮮明であり、かつ、容易に識別できるものとする。
- 印刷上の制約等から規定された色を使用することができない場合は、規定された色の代わりに黒を使用してもよい。この場合、(2)に反しないものとする。
- 同一敷地内にある複数のマンションを同一広告に掲載する場合は、マンションごとにマンション環境性能表示を表示するものとし、マンションと当該マンション環境性能表示との対応関係が分かるように表示すること。ただし、同一の評価のマンションが複数ある場合、同一評価のマンションについては一つのマンション環境性能表示によることができるものとする。

### 第5 広告面積の算出基準等

- 規則第13条の3第4項に規定する広告の面積は、一つの広告にマンションの広告とその他の建築物の広告（以下「他の広告」という。）が掲載されている場合は、当該マンションの広告面積を基準とする。

- マンションの広告と他の広告とが明確に区分されていない場合は、マンションの広告と隣接する他の広告それぞれにおいて、隣接する側に一番近い文字、数字、記号、イラスト、写真等の隣接側の端と端の中間の位置を広告の境界と判断して、面積を算出する。

別記様式



備考

- マンション環境性能表示の大きさは、紙面に表示する場合にあつては縦37mm以上、横60mm以上、インターネットの利用により表示する場合にあつては視認性に配慮したサイズとすること。

なお、いずれの表示方法においても縦横の比率を変更することはできないものとする。

- マンション環境性能表示の色は、次のとおりとする。

区 分	色（4色分解による色指定）
マンション環境性能表示の項目名の網掛け部分	若草（C：15%、Y：20%）
その他の部分	黄緑（C：65%、M：5%、Y：100%）

- 「2025年度基準」とは、令和7年4月1日に改正された東京都マンション環境性能表示基準により評価したことをいう。

附 則（令和2年2月28日告示第222号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第405号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月22日告示第42号）

- この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- この告示の施行の日前に都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）第二十一条に規定する建築物環境計画書を提出した同条例第二十三条の三の二に規定するマンション建築主に対する同条例第二十三条の二第一項の表示基準については、なお従前の例による。この場合において、この告示による改正前の東京都マンション環境性能表示基準別記様式備考1中「縦37mm以上、横60mm以上とすること」とあるのは「紙面に表示する場合にあつては縦37mm以上、横60mm以上、インターネットの利用により表示する場合にあつては視認性に配慮したサイズとし、縦横の比率を変更することはできないものとする」とする。